

会計規程の変更及び余裕金等の運用業務 の細則に関する規程の制定について

2022年5月16日

電力広域的運営推進機関

- 『電気事業法』及び『再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法』の改正（令和4年4月1日施行）により、本機関に 新たな業務が追加 することになりました。
- これに伴い、会計規程に 勘定区分、資金の調達 及び 資金の運用 に関する規定を追加する必要が生じ、今般改正を行いました。
- 詳しい内容については、新たに制定した『余裕金等の運用業務の細則に関する規程』で定めています。

- 会計規程の改正に関連する電気事業法等の改正内容は、以下のとおりです。

【電気事業法】

1. 経理を区分する業務を追加（第28条の51）

2022年3月31日以前	2022年4月1日以降
①広域系統整備交付金交付業務 ②災害等扶助交付金交付業務 ③その他	①広域系統整備交付金交付業務 ② <u>供給促進交付金交付業務</u> <u>調整交付金交付業務</u> <u>系統設置交付金交付業務</u> <u>納付金徴収業務</u> ③ <u>解体等積立金管理業務</u> ④災害等扶助交付金交付業務 ⑤ <u>入札業務</u> ⑥その他

⇒

2. 資金の調達を追加（第28条の52）

2022年3月31日以前
(新規)

⇒

2022年4月1日以降
<u>資金の借入れ</u> <u>広域的運営推進機関債の発行</u>

3. 資金の運用を追加（第28条の54）

2022年3月31日以前
(新規)

⇒

2022年4月1日以降
<u>余裕金の運用</u>

【再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法】

資金の運用を追加（第15条の15、第41条）

2022年3月31日以前
(新規)

⇒

2022年4月1日以降
<u>解体等積立金の運用</u> <u>納付金の運用</u>

※ 以下、余裕金、解体等積立金及び納付金の運用を、余裕金等の運用と言います。

会計規程の第5条（勘定区分）を改正し、第14条（資金の調達及び運用）を追加しました。

■ 勘定区分（第5条）

- 経理を区分する業務を追加しました。

2022年3月31日以前
広域系統整備交付金交付業務
災害等扶助交付金交付業務
その他

2022年4月1日以降
広域系統整備交付金交付業務
<u>供給促進交付金交付業務</u>
<u>調整交付金交付業務</u>
<u>系統設置交付金交付業務</u>
→ <u>納付金徴収業務</u>
<u>解体等積立金管理業務</u>
災害等扶助交付金交付業務
<u>入札業務</u>
その他

■ 資金の調達及び運用（第14条）

- 本機関は、借入金又は広域的運営推進機関債の発行をする場合には、事前に経済産業大臣の認可を受けます。
- 本機関は、余裕金の運用を行うことができます。
- 本機関は、解体等積立金及び納付金の運用を行うことができます。

■ 第1条（目的）

- 本規程では、余裕金等の運用業務に関する細則を定め、適切な業務処理を行うことを目的とします。

■ 第2条（基本方針）

- 原則として余裕金等の元本を確保するとともに、本機関の運営に支障が生じないように流動性の確保に努めることを基本方針とします。

■ 第3条（預金口座の区分管理）

- 預金口座は、区分した経理ごとに設定し、さらに資金用途などに応じて口座を分けるなど適切な管理を行います。

■ 第4条（適用される財産）

- 運用を行う財産は、金融機関に預けてある預金とします。

■ 第5条（余裕金等の運用の方法）

- 運用の方法は、①有価証券の保有、②金融機関への預金、③金銭信託のいずれかとします。

- 第6条（金融機関等の選択の基準及び競争性の導入）
 - 預金の預入先となる金融機関の選択にあたっては、経営分析を行った上で決定します。
 - 運用を行う金融機関の選択にあたっては、収益性を高める方法で決定します。

- 第7条（運用期間）
 - 債券の運用期間は、原則、10年、最長でも20年までとします。
 - 預金の運用期間は、原則、1か月、最長でも1年までとします。

- 第8条（債券の取得価格）
 - 債券の取得価格は、原則、額面価格又は額面価格未満とします。

- 第9条（満期保有の原則）
 - 債券や定期性預金は、満期保有を原則とします。

- 第10条（流動性の確保）
 - 運用にあたっては、本機関の運営に支障が生じないように手元流動性に配慮します。

■ 第11条（余裕金等運用計画）

- 毎事業年度、翌年度の余裕金等運用計画を策定し、理事会の議決を経ます。
- 期中に運用を開始するときは、運用開始前までに余裕金等運用計画を策定し、理事会の議決を経ます。

■ 第12条（運用の動向把握）

- 債券等の運用経過は、少なくとも半年に1回、理事長が動向把握を行います。

■ 第13条（理事会・評議員会・総会への報告）

- 前年度の運用結果や運用経過は、少なくとも年に1回、理事会、評議員会、総会に報告を行います。

■ 第14条（資金の借入れ）

- 資金が不足する場合は、金融機関からの借入金により資金の調達を行うことができます。
- 借入額は、電気事業法及び電気事業法施行令に定められた範囲内となります。

■ 第15条（金融機関等との取引）

- 金融機関等と取引を開始又は廃止する場合は、理事会の議決を経ます。

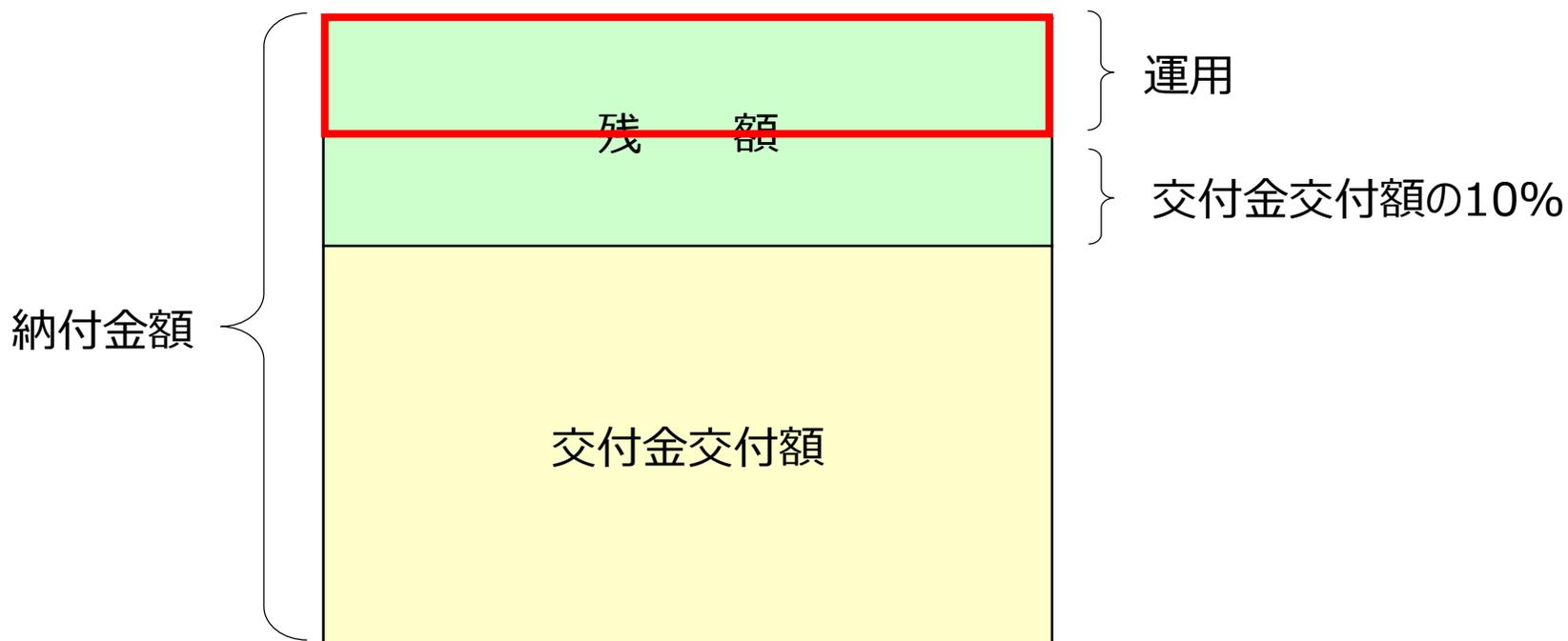
(参考資料)

(参考) これまでの経緯

区 分	11 月		12 月			1 月		2 月		3 月		
会計規程 (改正)		11/25				1/18	1/19	2/8		2/25	3/16	4/1
		資源エネルギー庁の審査					パブリック コメント			運営 委員会	理事会 議決	大臣 承認
余裕金等の 運用業務の 細則に関する規程 (制定)							1/19	2/8		2/25		3/16
							パブリック コメント			運営 委員会	理事会 議決	

(参考) 納付金の運用イメージ

- 納付金の運用を行うにあたっては、原則として、納付金額から直近の交付金額を差し引いた金額の一部を 運用する。
- 運用方法は、1か月サイクルの譲渡性預金とする。
譲渡性預金：第三者に譲渡することができる無記名の定期預金証書



■ 納付金運用の年間スケジュールは以下のとおり。

※日程は現在の見込です。

区 分	2022年度												2023年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
余裕金等 運用方針	理事会 ▶	評議員会 ▶	総会 ▶						理事会 ▶	評議員会 ▶		総会 ▶									理事会 ▶	評議員会 ▶		総会 ▶	
余裕金等 運用計画			理事会 ▶									理事会 ▶												理事会 ▶	
運 用				申込 ▶	申込 ▶	申込 ▶	申込 ▶	申込 ▶	申込 ▶	申込 ▶	申込 ▶	申込 ▶	申込 ▶	申込 ▶	申込 ▶	申込 ▶	申込 ▶	申込 ▶	申込 ▶	申込 ▶	申込 ▶	申込 ▶	申込 ▶	申込 ▶	
運用結果及び 運用経過の報告												理事会 ▶	評議員会 ▶	総会 ▶											
運用動向の報告							理事長 ▶						理事長 ▶								理事長 ▶				

○電気事業法 (昭和39年法律第170号)

(区分経理)

第28条の5 1 推進機関は、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

- 一 広域系統整備交付金交付業務
- 二 第28条の4 0 第1項第8号の2に掲げる業務
- 三 第28条の4 0 第1項第8号の3に掲げる業務
- 四 第28条の4 0 第2項第1号に掲げる業務
- 五 第28条の4 0 第2項第2号に掲げる業務
- 六 前各号に掲げる業務以外の業務

(借入金及び広域的運営推進機関債)

第28条の5 2 推進機関は、経済産業大臣の認可を受けて、金融機関その他の者から資金の借入れ (借換えを含む。) をし、又は広域的運営推進機関債 (以下この条及び次条において「機関債」という。) の発行 (機関債の借換えのための発行を含む。) をすることができる。この場合において、推進機関は、機関債の債券を発行することができる。

- 2 経済産業大臣は、前項の認可をするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。
- 3 第1項の規定による借入金の現在額及び同項の規定により発行する機関債の元本に係る債務の現在額の合計額は、政令で定める額を超えることとなつてはならない。

- 4 機関債の債権者は、推進機関の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
- 5 前項の先取特権の順位は、民法（明治29年法律第89号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
- 6 推進機関は、経済産業大臣の認可を受けて、機関債の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。
- 7 会社法第705条第1項及び第2項並びに第709条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。
- 8 第1項、第2項及び第4項から前項までに定めるもののほか、機関債に関し必要な事項は、政令で定める。

(余裕金の運用)

- 第28条の54** 推進機関は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。
- 一 国債その他経済産業大臣の指定する有価証券の保有
 - 二 経済産業大臣の指定する金融機関への預金
 - 三 その他経済産業省令で定める方法

○電気事業法施行令 (昭和40年政令第206号)

(借入金及び広域的運営推進機関債の発行の限度額)

第4条 法第28条の5第3項の政令で定める額は、1, 200億円とする。

(広域的運営推進機関債の債券)

第5条 広域的運営推進機関 (以下「推進機関」という。) は、広域的運営推進機関債 (以下「機関債」という。) を発行するときは、当該機関債につき社債、株式等の振替に関する法律 (平成13年法律第75号。第8条第1項第6号及び第2項第3号において「社債等振替法」という。) の規定の適用がある場合を除き、機関債の債券を発行しなければならない。

2 前項の機関債の債券は、無記名式で利札付きのものとする。

(機関債の発行の方法)

第6条 機関債の発行は、募集の方法による。

(募集機関債に関する事項の決定)

第7条 推進機関は、その発行する機関債を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集機関債 (当該募集に応じて当該機関債の引受けの申込みをした者に対して割り当てる機関債をいう。以下同じ。) について次に掲げる事項を定めなければならない。

一 募集機関債の総額

- 二 各募集機関債の金額
- 三 募集機関債の利率
- 四 募集機関債の償還の方法及び期限
- 五 利息支払の方法及び期限
- 六 機関債の債券を発行するときは、その旨
- 七 各募集機関債と引換えに払い込む金銭の額
- 八 募集機関債と引換えにする金銭の払込みの期日
- 九 一定の日までに募集機関債の総額について割当てを受ける者を定めていない場合において、募集機関債の全部を発行しないこととするときは、その旨及びその一定の日
- 十 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

(募集機関債の申込み)

第8条 推進機関は、前条の募集に応じて募集機関債の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- 一 募集機関債の名称
- 二 当該募集に係る前条各号に掲げる事項
- 三 機関債の債券を発行するときは、無記名式である旨
- 四 引受けの申込みがあつた募集機関債の額が募集機関債の総額を超える場合の措置
- 五 募集又は管理の委託を受けた者があるときは、その商号又は名称
- 六 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨及び振替機関（社債等振替法第2条第2項に規定する振替機関をいう。）の商号

七 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

- 2** 前条の募集に応じて募集機関債の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を推進機関に交付しなければならない。
 - 一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所
 - 二 引き受けようとする募集機関債の金額及び金額ごとの数
 - 三 社債等振替法の規定の適用がある機関債（第10条第2項において「振替機関債」という。）の募集に応じようとする者については、自己のために開設された当該機関債の振替を行うための口座
- 3** 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、経済産業省令で定めるところにより、推進機関の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものをいう。）により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。
- 4** 推進機関は、第1項各号に掲げる事項について変更があつたときは、直ちに、その旨及び当該変更があつた事項を第2項の申込みをした者（以下「申込者」という。）に通知しなければならない。
- 5** 推進機関が申込者に対してする通知又は催告は、第2項第1号の住所（当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を推進機関に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先）に宛てて発すれば足りる。
- 6** 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

(募集機関債の割当て)

第9条 推進機関は、申込者の中から募集機関債の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる募集機関債の金額及び金額ごとの数を定めなければならない。この場合において、推進機関は、当該申込者に割り当てる募集機関債の金額ごとの数を、前条第2項第2号の数よりも減少することができる。

2 推進機関は、第7条第8号の期日の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる募集機関債の金額及び金額ごとの数を通知しなければならない。

(募集機関債の申込み及び割当てに関する特則)

第10条 前2条の規定は、地方公共団体が募集機関債を引き受ける場合又は募集機関債の募集の委託を受けた者が自ら募集機関債を引き受ける場合においては、その引き受ける部分については、適用しない。

2 前項の場合において、振替機関債を引き受ける地方公共団体又は振替機関債の募集の委託を受けた者は、その引受けの際に、第8条第2項第3号に掲げる事項を推進機関に示さなければならない。

(募集機関債の権利者)

第11条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める募集機関債の権利者となる。

- 一 申込者 推進機関の割り当てた募集機関債
- 二 募集機関債を引き受けた地方公共団体 当該地方公共団体が引き受けた募集機関債
- 三 募集機関債の募集の委託を受けた者で自ら募集機関債を引き受けたもの その者が引き受けた募集機関債

(機関債の債券の発行)

第 1 2 条 推進機関は、機関債の債権を発行する旨の定めがある機関債を発行した日以後遅滞なく、当該機関債の債券を発行しなければならない。

2 機関債の各債券には、第 7 条第 2 号から第 5 号まで並びに第 8 条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 5 号に掲げる事項並びに番号を記載し、推進機関の理事長がこれに記名押印しなければならない。

(広域的運営推進機関債原簿)

第 1 3 条 推進機関は、主たる事務所に広域的運営推進機関債原簿を備えて置かなければならない。

2 広域的運営推進機関債原簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 一** 第 7 条第 3 号から第 6 号までに掲げる事項その他の機関債の内容を特定するものとして経済産業省令で定める事項 (次号において「種類」という。)
- 二** 種類ごとの機関債の総額及び各機関債の金額
- 三** 各機関債と引換えに払い込まれた金銭の額及び払込みの日
- 四** 機関債の債券を発行したときは、機関債の債券の番号、発行の日及び機関債の債券の数
- 五** 第 8 条第 1 項第 1 号、第 5 号及び第 6 号に掲げる事項
- 六** 元利金の支払に関する事項
- 七** 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

(機関債の債券を発行する場合の機関債の譲渡)

第14条 機関債の債券を発行する旨の定めがある機関債の譲渡は、当該機関債に係る債券を交付しなければ、その効力を生じない。

(権利の推定等)

第15条 機関債の債券の占有者は、当該債券に係る機関債についての権利を適法に有するものと推定する。

2 機関債の債券の交付を受けた者は、当該債券に係る機関債についての権利を取得する。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

(機関債の債券を発行する場合の機関債の質入れ)

第16条 機関債の債券を発行する旨の定めがある機関債の質入れは、当該機関債に係る債券を交付しなければ、その効力を生じない。

(機関債の質入れの対抗要件)

第17条 機関債の債券を発行する旨の定めがある機関債の質権者は、継続して当該機関債に係る債券を占有しなければ、その質権をもつて推進機関その他の第三者に対抗することができない。

(機関債の債券の喪失)

第18条 機関債の債券は、非訟事件手続法（平成23年法律第51号）第100条に規定する公示催告手続によつて無効とすることができる。

2 機関債の債券を喪失した者は、非訟事件手続法第106条第1項に規定する除権決定を得た後でなければ、その再発行を請求することができない。

(利札が欠けている場合における機関債の償還)

第19条 推進機関は、債券が発行されている機関債をその償還の期限前に償還する場合において、これに付された利札が欠けているときは、当該利札に表示される機関債の利息の請求権の額を償還額から控除しなければならない。ただし、当該請求権が弁済期にある場合は、この限りでない。

2 前項の利札の所持人は、いつでも、推進機関に対し、これと引換えに同項の規定により控除しなければならない額の支払を請求することができる。

(機関債の償還請求権等の消滅時効)

第20条 機関債の償還請求権は、これを行することができる時から10年間行使しないときは、時効によつて消滅する。

2 機関債の利息の請求権及び前条第2項の規定による請求権は、これらを行することができる時から5年間行使しないときは、時効によつて消滅する。

(機関債の発行の認可)

第 2 1 条 推進機関は、法第 2 8 条の 5 2 第 1 項の規定により機関債の発行の認可を受けようとするときは、機関債の募集の日の 2 0 日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 機関債の発行を必要とする理由
- 二 第 7 条第 1 号から第 5 号まで及び第 7 号並びに第 8 条第 1 項第 1 号、第 5 号及び第 6 号に掲げる事項
- 三 機関債の募集の方法
- 四 機関債の発行に要する費用の概算額
- 五 前各号に掲げるもののほか、機関債の債券に記載しようとする事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 第 8 条第 1 項各号に掲げる事項を記載した書面
- 二 機関債の発行により調達する資金の用途を記載した書面
- 三 機関債の引受けの見込みを記載した書面

(経済産業省令への委任)

第 2 2 条 第 5 条から前条までに定めるもののほか、機関債に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

○**広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令 (平成27年経済産業省令第12号)**

(機関債の種類)

第18条 令第13条第2項第1号に規定する経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 機関債の利率
- 二 機関債の償還の方法及び期限
- 三 利息支払の方法及び期限
- 四 機関債の債券を発行するときは、その旨
- 五 法第28条の5第2項第6項の規定による機関債の発行に関する事務の委託を受ける者を定めたときは、その名称及び住所

(余裕金の運用方法)

第19条 法第28条の5第3号に規定する経済産業省令で定める方法は、金銭の信託(元本の損失を補てんする契約があるものに限る。)とする。

○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 (平成23年法律第108号)

(解体等積立金の運用)

第15条の15 推進機関は、次の方法によるほか、解体等積立金を運用してはならない。

- 一 国債その他経済産業大臣の指定する有価証券の保有
- 二 銀行その他経済産業大臣の指定する金融機関への預金
- 三 信託業務を営む金融機関 (金融機関の信託業務の兼営等に関する法律 (昭和18年法律第43号) 第1条第1項の認可を受けた金融機関をいう。) への金銭信託

(納付金の運用)

第41条 第15条の15の規定は、納付金の運用について準用する。

○会計規程

(勘定区分)

第5条 本機関の経理は、資産、負債及び純資産並びに収益、費用を明らかにするために、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、法第28条の5 1 及び省令第2条第2項の規定により、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分し経理するものとする。

(1) 広域系統整備交付金交付業務

(2) 法第28条の40第1項第8号の2に掲げる業務（供給促進交付金交付業務、調整交付金交付業務、系統設置交付金交付業務及び納付金徴収業務をいう。）

(3) 法第28条の40第1項第8号の3に掲げる業務（解体等積立金管理業務をいう。）

(4) 法第28条の40第2項第1号に掲げる業務（災害等扶助交付金交付業務をいう。）

(5) 法第28条の40第2項第2号に掲げる業務（入札業務をいう。）

(6) 前各号に掲げる業務以外の業務

(資金の調達及び運用)

- 第14条** 本機関は、法第28条の5第1項に規定する金融機関その他の者からの資金の借入れ（借換えを含む。）をし、又は広域的運営推進機関債の発行（広域的運営推進機関債の借換えのための発行を含む。）をする場合には、同項の規定により、事前に経済産業大臣の認可を受けなければならない。
- 2** 本機関は、法第28条の54に規定する方法により、業務上の余裕金の運用を行うことができる。
- 3** 本機関は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第15条の15及び第41条に規定する方法により、解体等積立金及び納付金の運用を行うことができる。

○余裕金等の運用業務の細則に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の会計規程（以下「会計規程」という。）に基づき実施する余裕金等の運用（電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第28条の54の規定により行う余裕金の運用並びに再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。）第15条の15の規定により行う解体等積立金の運用及び再生可能エネルギー電気特措法第41条の規定により行う納付金の運用（以下「余裕金等の運用」と総称する。））業務に関する細則を定め、適切な業務処理を行うことを目的とする。

(基本方針)

第2条 本機関における余裕金等の運用にあたっては、会計規程に従うとともに、原則として余裕金等の元本を確保するとともに、本機関の運営に支障が生じないように流動性の確保に努めることを基本方針とする。

2 再生可能エネルギー電気特措法第2条の6及び第15条の5の規定により政府が講ずる予算上の措置については、その使用目的は交付金の支払いに限定し、安全性と管理の透明性の確保に万全を期すものとする。

(預金口座の区分管理)

第3条 本機関は、余裕金等を区分した経理ごとに口座を設定し管理するものとし、同一経理内においても、必要に応じて資金使途や保有形態等資金管理の目的ごとに口座を設定し管理するものとする。

2 本機関における同一経理内での口座の区分設定・管理は、総務部会計室長の責任において行うものとする。

(適用される財産)

第4条 本規程が適用される財産は、本機関の保有する財産のうち、銀行その他経済産業大臣が指定する金融機関への預金をいう。

(余裕金等の運用の方法)

第5条 本機関の余裕金等の運用の方法は、次のとおりとする。

- (1) 国債その他経済産業大臣の指定する有価証券（以下「債券等」という。）の保有
- (2) 経済産業大臣の指定する金融機関への預金
- (3) 金銭の信託（元本の損失を補てんする契約があるものに限る。）

(金融機関等の選択の基準及び競争性の導入)

第6条 本機関は、預金の預け入れ先又は債券の購入先となる金融機関等の選択に際しては、財務内容や格付け等の指標に基づき、経営分析を行った上で決定するものとする。

(参考) 余裕金等の運用業務の細則に関する規程 (3 / 5)

2 本機関は、余裕金等の運用において、複数の金融機関等による引き合いなど、公平・公正な競争を導入する等、収益性を高める方法を原則として採用する。

(運用期間)

第7条 本機関の余裕金等の運用の期間は、次のとおりとする。

- (1) 債券 原則として償還まで10年までとし、最長でも20年までとする。
- (2) 預金（決済性預金を除く。） 原則として1月までとし、最長でも1年までとする。

(債券の取得価格)

第8条 債券の取得価格は、原則として額面価格又は額面価格未満とする（ただし、金利情勢により主要購入対象銘柄が額面価格を超え、債券購入の余地がない場合又は大きく額面価格を上回らない場合（額面価格から1%を上回らない場合）には、額面価格を超える水準で取得できるものとする。）。

(満期保有の原則)

第9条 本機関は、債券や決済性預金以外の預金（定期性預金）での保管・運用を行う場合は、満期保有を原則とする。ただし、以下に掲げる場合には、理事会の議決を経て、債券の償還前売却や預金の解除を行うことができるものとする。

- (1) 債券の発行体の信用状態が著しく悪化した場合
- (2) 税法上の優遇措置が廃止された場合
- (3) 交付金支払い等の資金需要や目的に従って、資金を取り崩す場合

(参考) 余裕金等の運用業務の細則に関する規程 (4 / 5)

(4) その他、予期できなかった売却又は保有目的の変更をせざるを得ない、本機関に起因しない事象が発生した場合

(流動性の確保)

第10条 本機関は、余裕金等の運用にあたって、本機関の運営に支障が生じないように手元流動性に十分配慮するものとする。

(余裕金等運用計画)

第11条 決済性預金以外での運用対象資産を保有する業務については、毎事業年度、翌事業年度における余裕金等運用計画を策定し、理事会の議決を経なければならない。

2 期中に決済性預金以外での運用対象資産を新規に保有する業務については、運用を開始する前までに余裕金等運用計画を策定し、理事会の議決を経なければならない。

(運用の動向把握)

第12条 理事長は、少なくとも半年に1回、次の点について債券等の運用経過の動向把握を行う。

- (1) 全運用資産から生じた利子、分配金、配当金等の合計
- (2) すべての債券等の個別有価証券の時価
- (3) すべての債券等の個別有価証券の信用格付け

(参考) 余裕金等の運用業務の細則に関する規程 (5 / 5)

(理事会・評議員会・総会への報告)

- 第13条** 理事会は、余裕金等の運用の経過及び前年度の運用結果について少なくとも年1回報告を受けるものとする。
- 2** 評議員会は、余裕金等の運用の経過及び前年度の運用結果について少なくとも年1回報告を受けるものとする。
- 3** 総会は、余裕金等の運用の経過及び前年度の運用結果について少なくとも年1回報告を受けるものとする。

(資金の借入れ)

- 第14条** 本機関は、資金が不足する場合又は不足するおそれがある場合には、金融機関等からの借入金により調達することができる。
- 2** 資金の借入れは、電気事業法施行令（昭和40年政令第206号）第4条に定める額から法第28条の5第1項の規定による借入金の現在額及び同項の規定により発行する機関債の元本に係る債務の現在額を差し引いた額の範囲内で、理事会の議決を経なければならない。

(金融機関等との取引)

- 第15条** 金融機関等との預金取引、手形取引、その他の取引を開始又は廃止する場合は、理事会の議決を経るものとする。